

山口県報

平成 23 年
5 月 24 日
(火曜日)

目 次

告示
 漁業災害補償法第百八条第二項の規定による同意（水産振興課）……………



山口県告示第百二十七号

漁業災害補償法（昭和三十九年法律第百五十八号）第百八条第五項において準用する同法第百五条の二第三項の規定による届出を審査した結果、次の区域及び区分について同法第百八条第二項の規定による同意があつたと認めた。

平成二十三年五月二十四日

山口県知事 二井 関 成

区	域	区	分
湊区域 津黄区域 久原区域 六連島区域		敷網漁業 " 総トン数十トン未満の漁船により行う漁業以外の漁業 " 小型定置網漁業	

平成二十三年五月二十四日
発行

発行人

山口県知事